

医療安全推進のための薬薬間事例共有モデル 医療機関側からの共有事例

事例 No.2

令和 4年 3月 10日

共有事例の概要

疑義照会により適用の異なるサラソスルファピリジン製剤が提案された事例

患者年代：70代

患者性別：女性

対象となった薬剤

サラソスルファピリジン腸溶錠

事例発生の経緯、報告（患者背景・対応・処理中など含む）

メトトレキサート、フォリアミン、サラソスルファピリジンを含む院外処方せんに対し、保険薬局より疑義照会があり、サラソスルファピリジンの流通制限を理由としてサラソピリン錠が提案された。主治医了承のもと変更調剤され、FAXにて報告を受け適用が異なる薬剤への変更であったことが発見された。

発生事例に対する病院側における要因

特になし（主治医へ直接疑義照会）

発生事例に対する薬局側における要因

同一成分で適応の異なる薬剤の認識不足。

医療機関からの伝達・提案・要望等

サラソスルファピリジンを成分とする薬剤の適用違いは、処方内容（診療科）・用法用量からもその違いをチェックしうるものです。同一成分の切り替えを処方提案頂く場合はご注意くださいようお願い申し上げます。

関節リウマチ：アザルフィジンEN錠、サラソスルファピリジン腸溶錠（各社）

潰瘍性大腸炎等：サラソピリン錠、サラソスルファピリジン錠（各社）

公益社団法人 相模原市薬剤師会

〒252-0236 相模原市中央区富士見6-1-1

TEL：042-756-1502 FAX：042-758-9615